

令和8年度刈谷産業まつり

1 Table マルシェ・キッチンカー出店者募集要項

1 刈谷産業まつり開催概要

- (1) 日時:令和8年10月18日(日) 午前10時~午後5時
- (2) 場所:刈谷市産業振興センター
刈谷市相生町1丁目1番地6
- (3) 内容:Out of KidZania in かりや 2026
1 Table マルシェ・キッチンカー
刈谷商工会議所女性会・青年部ブース
友好都市(長野県下條村・奈良県東吉野村)物産展
その他
- (4) 主催:刈谷市、刈谷商工会議所

2 1 Table マルシェ・キッチンカー募集内容

(1) 1 Table マルシェ

- ① 出店料:3,500円
- ② 出店場所:刈谷市産業振興センター1階または2階(配置は主催者にて決定)
- ③ 規格:2m×2m(長机1台)
- ④ 募集枠数:19枠(応募者多数の場合は抽選)
- ⑤ 内容:雑貨・弁当・青果等販売、店舗PR等
飲食物については、現場調理を伴わず、個包装されているものに限る。

⑥ その他

- ・裸火の使用は不可です。
- ・出店場所以外での宣伝、販売等の行為は禁止します。
- ・机、椅子、電源は必要に応じ主催者が用意します。
- ・その他必要な装飾等は各自で用意してください。

(2) キッチンカー

- ① 出店料:7,000円
- ② 出店場所:刈谷市産業振興センター正面入口前広場(配置は主催者にて決定)
- ③ 規格:4m×5m(車両の大きさに準じ、多少の調整は可能)
- ④ 募集枠数:4枠(応募者多数の場合は抽選)
- ⑤ 内容:飲食物販売

⑥ その他

- ・電源(発電機)は主催者側で用意したものを使用すること。
- ・出店場所以外での宣伝、販売等の行為は禁止します。

(3) 共通出店条件

- ① ごみ等は各出店者にて持ち帰ること。
- ② 出店にあたり、主催者のSNS等でのPRを可とすること。
- ③ 飲食物販売の場合は食品営業許可を受けており、食品衛生に関する賠償保険に加入していること。

※出店決定後に関係書類の写しを提出してもらいます。

- ④ 出店終了後は現状復旧すること。汚れの恐れがある場合にはあらかじめシートを引くなどの対策を行ってから出店してください。

- ⑤ 出店料は、市が発行した納入通知書にて納期限までにお支払いください。

- ⑥ 電源の規格:1 Table マルシェ・・・0.5KW

キッチンカー・・・1.5KW

- ⑦ 当日は、現金等の他、イベント専用通貨「ヤリカ」での支払いにも対応ください。
※「ヤリカ」は、Out of KidZania の仕事体験に参加した子どもたちが報酬として受け取る給料です。

※当日流通規模(想定):参加者 700 人×500 円分=350,000 円分

※取り扱いや換金方法等の詳細情報は別途案内します。

- ⑧ 暴力団及びその関係団体との関係を有しないこと。

※刈谷警察署に出店者名簿を提出し照会をかける場合があります。

(4) 申込概要

① 申込方法

あいち電子申請・届出システム申込フォーム(<https://ttzk.graffer.jp/city-kariya/smart-apply/apply-procedure-alias/R8sangyomatsuri-marche>)から申し込み。



▲申込フォーム

② 申込期限

第 1 次(対象:刈谷市内の商店街に加入している事業者)

令和 8 年 6 月 17 日(水)~6 月 30 日(火)

第 2 次(対象:刈谷市内に店舗を有する事業者)

令和 8 年 7 月 1 日(水)~7 月 17 日(金)

※第 1 次募集で定員に達した場合、第 2 次募集は実施しません。

③ 出店決定

令和 8 年 7 月 27 日(月)以降に電子メールで連絡します。

出店決定後のキャンセルはできません。

④ 中止の取扱

主催者都合による中止の場合でも出店料は原則返金しません。

ただし、開催日前日までに中止が決定し、設備等の費用が不要になった場合は、清算して返金します。

⑤ 開催後アンケートについて

今後の運営改善を目的に、開催後に簡単なアンケートを送付いたしますので、必ず回答をお願いします。

(5) 荷物等の搬入・搬出について

搬入・搬出車両は、所定の駐車場に1店舗につき1台のみ駐車可能です。

搬入可能時間【前日】10月17日(土) 午後3時~午後6時

【当日】10月18日(日) 午前9時~午前10時

搬出可能時間【当日】10月18日(日) 午後5時~午後8時

(6) 注意事項

- ① 主催者の指示に従い、出店に係る責任者を当日 1 人以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
- ② 出店にかかる盗難・紛失については、主催者は一切責任を負いません。
- ③ 出店に関する事故、販売におけるトラブル等に関しては、主催者は一切責任を負いかねます。
- ④ 出店に必要な物品機材、釣銭等は出店者にて用意してください。
- ⑤ 火器を使用する店舗は、消火器の設置を徹底してください。
- ⑥ 保健所等の許可が必要な場合は出店者の責任で手続きを行ってください。
- ⑦ 商品が完売しても午後 5 時より前には退場できません。
- ⑧ 会場内にゴミ箱は設置しませんので、片づけ・ゴミの回収等をお願いします。

- ⑨ 出店申込の内容と異なる商品、模造品や危険物など法令に反する商品、主催者が公序良俗に反すると判断した商品は販売できません。主催者の判断にて出店をお断りする場合があります。

(7)申込先

刈谷市役所 商工業振興課

住所 刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地(刈谷市役所 3 階)

電話 0566-62-1016 FAX 0566-27-9652

電子メール syoukou@city.kariya.lg.jp